

幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」着ぐるみ貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸手市のマスコットキャラクター「さっちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」着ぐるみ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、幸手市長(以下「市長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

(貸与の許可)

第3条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸与を許可するものとする。

- (1) 幸手市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他、市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」着ぐるみ使用許可書(様式第2号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消し)

第5条 使用許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第6条 着ぐるみを汚損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第7条 着ぐるみの使用により、使用許可を受けた者が被った被害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。